

一般社団法人日本産天然精油連絡協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本産天然精油連絡協議会と称し、英文では「Japan Natural Essential Oils Association (J-NEOA)」と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区納戸町3 グランドPモナコビル2F（香りの健康ライブラリー内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本産天然精油の品質確保を図ることにより、日本産天然精油の信頼性をより一層向上させ、日本産天然精油の生産者及び日本産天然精油の販売も含めた業界の発展に寄与し、地方創生を踏まえた日本産天然精油の生産及び販売の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本産天然精油の品質確保に関する成分分析法の調査研究事業
- (2) 日本産天然精油の品質確保に関する品質基準の認定事業
- (3) 日本産天然精油の品質確保に関するトレーサビリティ調査研究事業
- (4) 日本産天然精油の資源の育成、栽培及び抽出法等の製法技術の調査研究事業
- (5) 日本産天然精油における医療品、食料品、化粧品及び工業用品等への応用研究事業
- (6) この法人主催による関連業界との交流会を開催し、情報交換、研究発表等を実施
- (7) この法人が架け橋となり、アジアにおける天然精油生産各国との交流を実施
- (8) 前各号に附帯する一切の業務

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び団体、または個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人及び団体、または個人

(入会と会費)

第7条 社員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得るものとする。社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、この定款、又は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員の退会)

第8条 社員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(社員の除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。なお、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して通知する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その総会において出席した社員から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事それぞれ置くことができる。

3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち、専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 役員は、その職務を執行するために要した費用(出張旅費、会議の日当)を弁償することができる。

(事務局及び職員)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び組織に関して必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第41条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 角田勲 中村桂子 稲垣隆司 稲本正 谷田貝光克 荒川秀俊 光永徹 長島司
井原貴仁 碓井修 落合正浩 佐藤智子 東昌弘
設立時理事長 角田勲
設立時監事 佃正壽

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

住所 [Redacted]
角田 勲
住所 [Redacted]
稲本 正
住所 [Redacted]
兼子 博将

(会費)

第44条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員「年会費」 法人及び団体50,000円 / 個人30,000円
- (2) 賛助会員 50,000円/1口

以上、一般社団法人日本産天然精油連絡協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成29年8月8日

設立時社員	角田 勲	印
同	稲本 正	印
同	兼子 博将	印